

建築基準法第43条第2項第二号許可包括同意等基準

(最終改正) 27 建 第 3 7 4 号

平成 27 年 1 2 月 2 8 日

長崎県土木部建築課長通知

建築基準法（以下「法」という。）第 43 条第 2 項第二号に基づき、定型的であり、又交通上、安全上、防火上及び衛生上の支障がないものとして、許可後に審査会へ一括して報告する取扱いとするもの及び許可省略とすることができるものについて、以下のとおり定める。

【包括同意とすることができるもの】

1. 当該敷地の周囲に「公園・緑地・広場等の広い公共用空地」を隔て、法第 42 条の道路に接する敷地で、次の各号に該当するもの。
 - 一 公共空地について、都市計画決定がなされている等、将来にわたり安定的に維持管理され得ると判断できるものであること。
 - 二 当該敷地が、公共空地に 2m 以上接すること。
 - 三 建築物の用途が、専用住宅であること。
 - 四 施設の管理者が、通行上又は安全上、支障ないと認めるものであること。
2. 法第 42 条に該当しない道状空地に有効に接する建築物の敷地で、次の 1)、2) 又は 3) のいずれかに該当すること。
 - 1) 公共事業により築造された幅員 4m 以上の農道、林道、臨港道路、河川及び海岸の管理用道路等に 2m 以上接する敷地で、次の各号に該当するもの。
 - 一 公共機関が、維持・管理するもので、管理者が通行上支障ないと認めるものであること。
 - 二 接道幅について、長崎県建築基準条例（以下「条例」という。）第 21 条及び第 22 条の適用がある場合は、その幅員によること。
 - 2) 当該敷地が、法第 42 条第 2 項の道路に準ずるものとして取扱ってきた道（以下、「E 道」という。）及びそれと同等の道に接する場合であって、『建築基準法第 43 条に基づく幅員 4m 未満の道に関する許可基準』（以下、「幅員 4m 未満の道に関する許可基準」という。）に適合するもの。ただし、幅員が 4m 以上の E 道及びそれと同等の道に接する場合は、幅員 4m 未満の道に関する許可基準の第 2、第 3 第 1 項・第 2 項、第 4、第 6 及び第 7 の規定は適用しない。
 - 3) 市街化調整区域の既存建築物の建て替え及び増改築等をする場合であって、幅員 4m 未満の道に関する許可基準に適合するもの。
3. 道路と敷地の間に河川が存在するもので、次に掲げるものとする。

継続的に使用できる幅員 2m 以上の橋をかけることで、道路と有効に接する敷地であって、次の各号に該当するもの。

 - 一 河川管理者の占有許可を受けたものであること。
 - 二 接道幅について、条例第 21 条、第 22 条の適用がある場合は、その幅員によること。

【許可省略とすることができるもの】

本許可において、新たに審査が生じないとして「許可省略とすることができるもの」は、次の各号を満たすものとする。

- 一 既に法第43条に基づく許可（以下、「既許可」という。）を受けている敷地内における増築等及び用途の変更であること。
- 二 既許可後、完了検査申請等が行われ、適法な状態が維持されていること。
- 三 既許可の申請者と同一の申請者であること。
- 四 敷地が許可上不利になる形状等の変更を生じないこと。
- 五 増築等を行ったあとにおいても、幅員4m未満の道に関する許可の基準に適合していること。

（附則）

1. この基準は、平成23年4月1日より施行する。

（附則）

1. この基準は、平成24年5月22日より施行する。（第1回改正）

（附則）

1. この基準は、平成27年1月5日より施行する。（第2回改正）

（附則）

1. この基準は、平成28年1月4日より施行する。（第3回改正）

（附則）

1. この基準は、平成30年9月25日より施行する。（法改正による所要の改正）